

公募「県有財産（徳島県の庁舎の空きスペース）の賃貸借」
募 集 要 項

令和8年6月23日

1 目的

「県有財産（徳島県の庁舎の空きスペース）」の貸付を行うことにより、庁舎の有効活用を図り、地域の社会貢献活動や経済活動を推進します。

2 内容

庁舎の空きスペースについて、NPO法人や各種企業等の事業活動の事務所スペース等として貸付を行います。

3 対象となる県有財産（仕様書のとおり）

阿南市富岡町あ王谷46

阿南合同庁舎 本館3階 執務室 52.26平方メートル

（最大で1台分の駐車場を賃借することが可能です。）

※貸付区画の分割はできません。

4 貸付期間

貸付期間は、令和8年10月1日以降を始期として、1年以上5年以内の範囲で設定することができます。

5 建物貸付料

年額 337,044円

※貸付期間のうち1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算により、該当期間の貸付料を算出します。

※貸付料には、消費税及び地方消費税を含みます。

6 駐車場貸付料

年額 9,296円（1台分）

※貸付期間のうち1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算により、該当期間の貸付料を算出します。

※貸付料には、消費税及び地方消費税を含みます。

7 光熱水費

貸付料のほかに、光熱水費（電気代、共益費（共用部分の清掃費、通常のごみ処理）、水道代）の負担が別途必要です。

8 貸付料の減額

社会福祉法人等については、貸付料の減額を行う場合があります。

9 応募資格

次の各号の全てに該当する者。また、共同申請の場合、全構成員が次の各号の全てに該当する者

- (1) 定期建物賃貸借契約を締結する能力を有する者
- (2) 以下のいずれにも該当しない者（法人の場合は、役員に以下のいずれかに該当する者がいないこと）
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 徳島県行政財産（庁舎等）貸付基準第3条に掲げる事項のいずれにも該当しない者

10 応募方法

(1) 提出書類（各1部）

- ア 庁舎等借受申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 県有財産（庁舎の空きスペース）の利用計画書（様式第3号）
- エ 法人等の概要に関する書類（法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）等）
- オ 定款又はこれに代わるものの写し
- カ 役員名簿
- キ 直近1年間の「事業報告書・収支決算書」、「事業計画書・収支予算書」
- ク 県税すべてに未納がないことの証明書（申請日から3か月以内に発行されたものに限る）
- ケ 連帯保証人に関する書類（連帯保証人を立てる場合に限る）
 - ・連帯保証人となる者の同意書（様式第4号）
 - ・連帯保証人が法人の場合は法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）
 - ・連帯保証人が個人の場合は住民票抄本（マイナンバーの記載のないものに限る）

※法人登記事項証明書、住民票抄本については、全て原本としてください。

※共同申請の場合、全構成員のうち1者を代表者として定め、共同申請者は、代表者を代理人とする委任状（様式第5号）を別途提出してください。また、提出書類のうち、イからクの書類については、全構成員の書類について提出してください。

(2) 応募受付

応募しようとする者は、受付場所へ提出書類を持参してください。

郵送による応募は受け付けません。

ア 受付期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月10日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日及び正午から午後1時を除く。）

イ 受付場所

阿南市富岡町あ王谷46

阿南合同庁舎本館2階 阿南地域連携事務所 地域連携担当

電話0884-24-4112

又は

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁本庁舎4階 企画総務部管財課 施設最適化担当

電話088-621-2068

ウ 注意事項

必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) その他

- ア 県が補正等を求める場合を除き、受付期間終了後の申請書類の変更、差し替え、再提出は認めません。
- イ 申請書類は返還しません。
- ウ 応募に必要な一切の経費は全て応募者の負担とします。
- エ 応募受付後に辞退する場合は書面（様式は任意）により申し出てください。
- オ 共同申請の構成員は、他の共同申請の構成員を兼ねることはできません。申請以降、共同申請の構成員の変更（加入や脱退）は原則認めません。ただし、構成員の破産等、やむを得ない場合を除きます。
- カ 共同申請の構成員が公募要項、契約書等において定められた事項に反した場合は、当該共同申請の全構成員が連帯してその責任を負うものとします。

1.1 貸付先候補者の選定及び貸付先の決定

(1) 貸付先候補者の選定方法

提出された庁舎等借受申請書（様式第1号）、県有財産（庁舎の空きスペース）の利用計画書（様式第3号）の記載内容を審査し、次の評価項目により、徳島県庁舎空きスペース貸付者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、貸付先候補者を選定します。

※原則として、提出された申請書等により審査を行いますので、様式等の取り違え、記載漏れ等のないように注意してください。

ア 利用目的

イ 具体的事業内容

ウ 必要性

エ 事業の継続性

オ 地域貢献度

（地域振興・産業振興への寄与、福祉サービス向上への寄与、文化振興への寄与等）

(2) 貸付先の決定

知事は、選定委員会において選定された貸付先候補者をもとに貸付先を決定します。

(3) 決定結果の通知

貸付先の決定結果は、速やかに応募者全てに書面により通知するとともに、徳島県ホームページにおいて公表します。

1.2 契約の締結

(1) 契約の締結

契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約によることとし、（別添契約書案を確認してください。）貸付先の決定の通知を受けた日から起算して5日以内に、県が指定する契約書により、契約を締結しなければなりません。貸付先の決定の通知を受けた者（以下「借受人」という。）がこの期間に契約の締結をしない時は、その者の応募は効力を失うものとします。

(2) 契約保証金

借受人は、徳島県に対し、本契約上生じる借受人の債務を担保するため、契約の締結と同時に、借受期間に係る貸付料の100分の10の金額の契約保証金を徳島県に納付しなければなりません。ただし、連帯保証人を立てるときは契約保証金の納付は必要ありません。

なお、本契約が終了し借受人から庁舎等の返還がなされた場合は、徳島県は借受人に対し、遅滞なく契約保証金の全額を返還します。

(3) 連帯保証人

連帯保証人を立てるときは、契約の締結の際に連帯保証人の印鑑証明書等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）を提出するとともに、契約書への連帯保証人の押印は登録された印鑑によるものとします。

また、連帯保証人が個人である場合、民法（明治29年法律第89号）第465条の2第2項の極度額は、契約締結年度の翌年度の貸付料相当額とします。なお、契約の締結に先立ち、借受人は連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項に基づき、次の事項に関する情報を提供しなければなりません。

ア 財産及び収支の状況

イ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

1.3 その他

以下のいずれかに該当する場合は、応募・貸付先の決定は失効又は無効とします。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 貸付先の審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) この募集要項に違反すると認められる場合
- (4) その他、県があらかじめ示した事項に違反したとき

1.4 現地説明会

対象となる県有財産（徳島県の庁舎の空きスペース）について、以下の日程により現地説明会を行います。（事前に申込みが必要です。令和8年7月1日（水）午後5時までに問合せ先まで必ずご連絡ください。）

令和8年7月7日（火） 午前11時から正午まで

1.5 問合せ先

住所：徳島県徳島市万代町1丁目1番地

所属：徳島県企画総務部管財課

担当：施設最適化担当 下川

電話：088-621-2068